

令和8年度

第1回 三種町国民健康保険運営協議会

会 議 録

日時：令和8年5月28日（木）
午後1時25分～午後2時10分
場所：三種町役場 第1会議室

1. 委員定数 9名（定足数5名）

2. 出席及び欠席委員

○出席（8名） 加賀谷道則、佐々木里史、加賀谷由美子、大淵宏道、
戸松大輔、川村美樹子、工藤春信、船木政廣

○欠席（1名） 菊池次郎

3. 議事録署名員及び書記

議事録署名員 佐々木里史委員、戸松大輔委員

書記 健康推進課 課長補佐 牧野和歌子

4. 事務局側出席者

町長 田川政幸

健康推進課 課長：大高博充、課長補佐：牧野和歌子、係長：田中友樹

税務課 課長：三浦幸綱、課長補佐：阿部悟、主事：清水音色

5. 開会 午後1時25分

大高課長：

定刻前ではございますが出席予定の委員の皆様がお揃いですので、ただいまから令和8年度第1回三種町国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日は、三種町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）の報告と、令和8年度国保税率改正（案）及び令和8年度国民健康保険事業勘定特別会計6月補正予算（案）についてお謀りさせていただきたく開催させていただきました。お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

はじめに船木会長から会長あいさつをお願いします。

6. 会長あいさつ

船木会長：

ご案内を申し上げたところ、お忙しい中ご参加くださりありがとうございます。

先ほど課長からありましたように、報告事項1件と協議事項3件が予定されています。

皆様のご協力を得て進行したいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

大高課長：

続きまして、田川町長からあいさつをお願いします。

7. 町長あいさつ

田川町長：

本日は令和8年度第1回三種町国民健康保険運営協議会に、大変ご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様には日頃から町政の推進をはじめ、国保事業の円滑な推進、運営にご理解をいただき、貴重なご意見ご提言を賜っておりますことに心からお礼申し上げます。

ご存じのとおり国保についてこれまでも議論を重ねてまいっているわけですが、農業所得の変動、情勢の変化、議会においても大変な議論が行われ、町民の皆さんの関心も高く、慎重に審議していかなければならないものと肝に銘じているところであります。

加入者の減少や一人あたりの医療費の増加など制度を取り巻く環境は依然厳しいものがあり、被保険者の負担軽減を図りつつ、今後もこの制度を支え皆様が平等な医療を受けられるよう、会計としても健全な運営に取り組んで行かなければならないものと考えております。

本日は条例改正の専決処分の報告と国保税率の改正についても協議をお願いすることとなっておりますので、皆様からは忌憚のないご意見を賜りますよう、心からお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

大高課長：

ありがとうございました。

この後は、三種町国民健康保険運営協議会規則6条の規定により会長が議長として議事を統理することとなっておりますので船木会長にお願いしたいと思ひます。

8. 会議成立の報告、議事録署名員及び書記の選任

船木会長：

それでは次第に沿って進めていきます。

本日は委員定数9名のうち8名が出席しておりますので、三種町国民健康保険運営協議会規則第3条の規定により会議が成立しております。

次第の4、議事録署名員及び書記の選任についてですが、議長において指名した

いと思いますが、ご異議ございませんか。

・・・（異議なしの声あり）・・・

異議なしの声がございますので、議事録署名員には、佐々木里史委員並びに戸松大輔委員を、書記には健康推進課課長補佐 牧野和歌子さんを指名いたします。よろしく願いいたします。

9. 報告事項

（1）三種町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（専決処分）

船木会長：

それでは、5 報告事項（1）三種町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、事務局より報告をお願いします。

清水主事：

三種町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明させていただきます。

資料 1 をご覧ください。

条例案の要旨について説明いたします。

改正点は次の 2 点です。

1 点目は、限度額の引き上げについてです。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令において、保険税の課税限度額の引き上げが行われたことから、本条例においても同様に改正を行います。

詳しい内容については条例案の要旨の①限度額の引き上げ（第 4 条）の表をご覧ください。

医療分について 1 万円引き上げとなります。

これにより、医療分の限度額が 6 7 万円、後期分の限度額が 2 6 万円、介護分の限度額が 1 7 万円となり、全体で限度額が 1 1 0 万円に引き上げられます。

改正点 2 点目は、軽減判定基準額の見直しについてです。

この軽減制度は、世帯の所得が一定額以下の場合に、所得に応じて均等割・平等割が軽減される制度です。

条例案の要旨の②軽減判定基準額の見直し（第 2 5 条）の表をご覧ください。

5 割軽減については 3 0 万 5, 0 0 0 円から 3 1 万円に、2 割軽減については 5 6 万円から 5 7 万円に、それぞれ基準額が引き上げとなります。

この基準額が引き上げられたことによって、対象となる世帯が増え、低所得者層の負担が軽減されることとなります。

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分とします。

専決処分書および新旧対照表を資料として配布しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上です。

船木会長：

事務局の報告が終わりましたが、これよりご意見をお聞きしたいと思います。

・・・（ 異議なしの声あり ）・・・

船木会長：

それでは、これをもって報告とさせていただきます。

10. 協議事項

(1) 国保事業の推移について

(2) 令和8年度国保税率改正（案）について

船木会長：

次に、協議に移ります。

関連がありますので（1）国保事業の推移についてと（2）令和8年度国保税率改正（案）についてを事務局より一括して説明をお願いします。

田中係長：

健康推進課医療年金係の田中です。

はじめに協議事項（1）国保事業の推移について、資料2を用いまして説明いたします。

まずはじめに1ページ目、令和7年度国民健康保険事業勘定特別会計決算見込を説明いたします。

歳入合計19億7,541万円、歳出合計19億7,353万5,000円、差引187万5,000円となり、この額が翌年度への繰り越しとなる見込みです。

基金積立について、歳出の表の科目で言うと7番めに記載していますが

9,243万円の見込みで、令和7年度末の基金残高は

2億2,521万2,000円となる見込みです。

単年度収支の推移についてですが、令和7年度は、前年度からの繰越額が

2,113万6,000円あり、単年度収支は1,926万1,000円の赤字となっています。

令和7年度は基金を9,243万円積み立てしてしますので、資料には記載していませんが、単年度収支から基金積立額9,243万円を差し引いた実質単年度収支は7,316万9,000円の黒字となっております。

次に2ページ目をお願いします。

世帯数および被保険者数の推移について説明いたします。

令和7年度の国保世帯数については2,063世帯で、対前年度比96.58%、国保被保険者数については2,973人で対前年度比93.43%となっております。

令和8年度も、引き続き世帯数、被保険者数ともに減少していくと見込んでいます。

続きまして、3ページ目をお願いします。

保険給付費の推移について、令和7年度の見込みを中心に説明いたします。

(1) 療養給付費とは、内科、歯科、調剤等にかかる医療費に対する保険給付の事ですが、令和7年度は12億1,045万6千円、対前年度比で1,200万円程度増加しています。

そのため、1人当たりの療養給付費は、3万576円増加しています。

(2) 療養費とは、整骨院等に係る医療費に対する保険給付の事ですが、令和7年度は729万8千円、対前年度比で120万円程度減少し、1人あたりの療養費は238円減少しています。

(3) 高額療養費は、療養給付費が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた額が支給される制度のことですが、令和7年度は2億2,107万4千円、対前年度比で920万円程度増加し、1人あたり的高額療養費は、7,793円増加しています。

4ページでは、2ページ目と3ページ目で説明した保険給付費や、世帯数、被保険者数の推移をグラフで表しています。

世帯数や被保険者数は、減少傾向ですが、1人あたり給付費は、増加傾向にあることが読み取れます。

今後、保健事業を通して、医療費が削減し、保険給付費が抑えられるように努めて参りたいと考えております。

国保事業の推移については、以上です。

引き続き、協議事項(2)令和8年の国保税率改正の案について、前半は私から資料3-1を用いまして説明させていただきます。

後半は資料3-2を用いまして税務課から説明します。

《スライドで、被保険者の医療費と必要となる税金の関係について説明》

資料3-1をご覧ください。

今年度は、国保税の算定の根拠となる事業費納付金を支払うために、国保税をどの程度まで下げることが出来るかという観点で試算しております。

そのため、この資料では、「1 納付金について」で、今年度の納付金の増減要因を整理し、「2 必要となる税収について」で必要となる税収について積算し、「3」以降で実際に試算した税率について説明しております。

それでは、資料3-1の1ページ、「1 納付金について」をご確認ください。

令和8年度は、「子ども・子育て支援金制度」が開始されたこともあり、納付金の額が対前年度比で4, 139万9, 725円増加しています。

主な増減要因として、被保険者数の減による保険給付費の減や、それによる国庫負担金の減等もありますが、前期高齢者交付金の算定方法の変更や、前年度のみ措置された国の特別調整交付金の減等、想定しづらい要因による影響が大きいと感じています。

子ども・子育て支援納付金については、今年度の国の予算規模が6, 000億円なのが、令和10年度には概ね1兆円へと増額となる計画とされており、三種町においては、令和8年度では1, 082万7, 893円ですが、令和10年度には1, 804万6, 488円程度まで増額すると見込んでいます。

「その他」として記載していますが、令和8年度に限り、三種町には、税負担緩和のための激変緩和措置として、県からの特定財源である2号繰入金に1, 823万7, 000円上乘せされております。

激変緩和措置は、県で、1人あたりの国保税額が平成28年度と令和8年度を比較して27%以上増加した市町村を対象としており、県内では、三種町のほか、北秋田市と大潟村のみとなっています。

それを踏まえ、「2 必要となる税収について」で、国保税でいくら集める必要があるかを試算しています。

「2 必要となる税収について」をご確認をお願いします。

上段(A)「納付金額」の欄に、ただいま説明した令和8年度の納付金の額を記載しております。

その下の(B)「特定財源等」の欄に、一般会計からの繰入金や、県の交付金など、納付金を支払うための充当することの出来る財源を記載しております。

支払うべき納付金の額から、それに充当できる財源を引いたのが、(C)の欄になり、医療分、後期分、介護分、子ども分の合計で3億1, 148万6, 632円となります。

今年度は、この金額を国保税として集める必要があります。

ただし、国保税というのは収納率が100%ではないので、今年度見込んでいる収納率の97.23%で割り返した額が一番下段の金額となっています。

医療分、後期分、介護分、子ども分の合計で、3億2, 036万620円となっ

ておりますが、この金額が国保税として賦課する最低ラインとなります。

そして、その税率がいくらになるかと試算したのが、次のページになります。

令和8年度の改正案から説明させていただきます。

医療分：所得割3.84%（対前年度比1.92ポイントの減）、均等割25,800円（3,600円の減）、平等割19,900円（2,000円の減）

後期高齢者支援金分：所得割0.96%（1.6ポイントの減）、均等割7,200円（2,100円の減）、平等割5,500円（1,400円の減）

介護納付金分：所得割0.96%（0.92ポイントの減）、均等割8,100円（900円の減）、平等割4,600円（1,500円の減）

子ども・子育て支援納付金分：所得割0.20%、均等割1,100円、18歳以上均等割40円、平等割1,400円となっております。

《スライドで、18歳以上均等割について説明》

子ども・子育て支援納付金分について、今年度から新たに項目が追加されていますが、18歳未満の被保険者に係る均等割額はその年度分が全額減額となり、均等割額が減額されます。

その減額となった額を18歳以上に再賦課したものが、18歳以上均等割額となります。

つまり、子ども・子育て支援納付金分の均等割額は、18歳以上の被保険者に、均等割額として定めた1,100円と18歳以上均等割額として定めた40円を合わせた1,140円が賦課されることとなります。

賦課額、収納見込みについては、表のとおりですが、改正案で試算した賦課額が3億2,097万100円となります。

賦課額に、収納率の97.23%をかけた金額が3億1,207万9,227円となり、さきほど説明した税として集める必要があると見込んでいる金額より、59万2,595円多くなる見込みです。

この税率で試算した応能・応益割合や、59.4%対40.6%で、およそ6対4になります。

参考として、3ページ目に令和7年度の県内市町村の国保税率の表を載せています。

そして、4ページ目にモデルケースとして、実際の世帯で負担額を比較しています。

概ね国保税が100万円、70万円、40万円になる層と、一人暮らし高齢者の

4つの世帯をモデルケースとして抽出しています。

令和7年度の保険税と比較すると、子ども・子育て支援金分が追加されていますが、パターン1の世帯以外は、令和7年度の税額よりも改正案の税額が少ない税額となっています。

限度額を超える世帯は、令和7年度と比べると、子ども・子育て支援金分が追加された分だけ納税額が多くなってしまいますが、令和8年度で、全ての項目で限度額を超えて、納税額が最大の113万円になる世帯は15世帯になる見込みです。

資料5ページ目では、税率を改正した場合の財政見通しを載せています。

所得については、今年度ベースですが、被保険者の減少を見込んだ税収としています。

また、今年度限りの激変緩和措置の影響で、県2号繰入金の見込額が令和9年度から減少しています。

その他は、事業費納付金は、子ども・子育て支援金分の増額のみ見込んで試算しています。

それを踏まえて、下段の「参考」と書いている表に基金の見通しを載せています。

令和7年度末では2億2,521万2千円の積立金の残高を見込んでいます。

税率改正により、令和8年度では、6月補正時点で、1,033万9千円を積立てる見込みです。

来年度から、基金の取り崩しが必要となり、令和11年度には、基金残高が1億1,876万7,000円となる見込みです。

資料3-1の説明については以上です。

阿部補佐：

それでは私の方から資料3-2により、6月議会に提案する三種町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明させていただきます。

改正内容は次の4点です。

1点目は、子育て支援納付金分の限度額の追加についてです。

基礎課税分子ども分30,000円を追加します。

2点目は、先ほど健康推進課から説明しました税率の改正です。

所得割：医療分から介護分まで減、子ども分0.2%です。

均等割：医療分から介護分まで減、子ども分1,100円、子ども分18歳以上40円です。

平等割：医療分から介護分まで減、子ども分1,400円です。

3点目は、所得の状況に応じて7割から2割、減額するものとなります。

税率の改正に伴い、減額する額を改正案のとおりとします。

4点目は、未就学児の減額の改正です。
同様に7割から2割、減額するものとなります。

その他、特定世帯及び特定継続世帯について、これは世帯から後期高齢者医療に移行して残された方が1人になった場合の算定となります。

条例改正の資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。
以上です。

船木会長：
事務局の説明が終わりました。
これより質疑を行いたいと思います。

委員：
資料3-1で、18歳以上均等割を40円としているが、この40円を賦課しなければならないのか、一般財源で対応できるのではと思ってしまうが。

田中係長：
制度で決まっているやり方なので賦課しないとはいけません。

委員：
資料3-2の3ページの県内全市町村の一覧表を見ると、にかほ市が2方式。
由利本荘市は3方式だが、平等割の額が、医療分が26,000円で、後期分と介護分が0円となっている。
めずらしい、自由にできるのか、何かメリットがあるのか。

大高課長：
勉強させていただきたい。

委員：
全県統一は何年度からか。

大高課長：
全県統一は、納付金ベースで15年度からの予定です。

委員：

全県統一になれば、3方式になるのかなと思うが。
今年の農業所得の状況はどうか。

三浦課長：

米の単価が2年続けて上がっている。
農業所得は6年度分も含んでいるので、考えられないくらい上がっている。
どこの市町村も上がっているようだ。

委員：

激変緩和措置について説明があったが、何年度との比較だったか。

田中係長：

平成28年度と令和8年度を比較して27%以上増加が見込まれる市町村が対象
です。

船木会長：

ほかにご意見ございませんか。

・・・（なしの声あり）・・・

事務局提案の原案に可決することにご異議ございませんか。

・・・（意義なしの声あり）・・・

本案については、原案のとおり決することといたしました。

1 1. 協議事項

（3）令和8年度国民健康保険事業勘定特別会計6月補正予算（案）について

船木会長：

次に、令和8年度国民健康保険事業勘定特別会計6月補正予算（案）について、
事務局より説明をお願いします。

田中係長：

続きまして資料4、令和8年度 国民健康保険事業勘定特別会計の6月補正予算
（案）を説明いたします。

まず、歳入についてですが、保険税について、さきほど説明したとおり税率改正
による補正となっております。

県支出金のうち、特別交付金 14万4,000円については、歳出の総務費の
財源となっております。

繰入金については、軽減世帯の減少により、基盤安定対策分が

1, 838万9, 000千円の減額、財政安定化支援分が405万3, 000円の減額となる見込みです。

続きまして、2ページ目、歳出の説明をいたします。

総務費14万4, 000円についてですが、会計年度任用職員の期末勤勉手当や費用弁償等の増額となっています。

基金積立金 7, 966万1, 000円の減額については、歳入・歳出の調整となっており、補正後の金額は、1, 033万9, 000円となっています。

以上の内容で、歳入歳出の補正額の合計は、7, 951万7, 000円の減額となっています。

説明については以上です。

船木会長：

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

委員：

収納率向上対策費14万4千円の内訳は。

田中係長：

税務課の会計年度任用職員の期末勤勉手当等の増額です。

委員：

徴収に行く職員の人件費か。

三浦課長：

徴収の職員人件費ではなく、税務課に配置されている事務の会計年度任用職員の分となります。

船木会長：

その他にご質問はありませんか。

それでは、他に質疑がないようなので事務局提案のとおり決してよろしいでしょうか。

・・・（異議なしの声あり）・・・

異議なしの声がありますので、本案については、原案のとおり決することにいたしました。

予定した次第が全部終了しましたが、その他で何かございませんか。

12. 閉会

午後2時10分

船木会長：

予定した次第が全部終了しました。

以上をもちまして令和8年度第1回三種町国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

この会議の顛末を記載して相違ないことを証明するために署名する。

令和8年5月28日

議事録署名員 会 長 船木 政廣

委 員 佐々木 里史

委 員 戸松 大輔